

ID: 164

担当部署: 地域整備課

処分の概要	料金の還付承認		
例規名 根拠条項	大河原町自転車等駐車場条例 第5条ただし書		
例規番号	昭和62年条例第8号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第5条及び大河原町自転車等駐車場条例施行規則第5条の規定による。</p> <p>(料金の不還付)</p> <p>第5条 既納の料金は還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(料金の還付)</p> <p>第5条 条例第5条ただし書に規定する町長が特別の理由があると認めるときとは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 条例第8条に規定する理由により駐車ができなくなったとき。</p> <p>(2) 転出等により駐車場の利用を必要としなくなったとき。</p> <p>2 前項の理由による料金の還付は、既納した料金をその定期利用(1箇月は30日とみなす。)の通用期間の日数で除して得られた金額に、利用中止日から契約終了日までの日数を乗じて得られた金額を還付することができる。この場合において10円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。</p> <p>3 前項の規定により料金の還付を受けようとする者は、定期駐車料金還付申請書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日